

随意契約締結状況

令和5年6、9、10、12月分

	契約に係る物品等又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	契約締結の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	院外構築・医療情報システムデータサーバ	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年6月11日	日本電気(株) 長崎支店 長崎市万才町7-1	9,900,000 円	契約業者は、当該業務に必要な技術、能力等を有しており、要件を満たすサーバー環境の用に供することができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(当院は契約業者製の電子カルテを使用中であり、契約業者製のランサムウェア対策を施したサーバー環境の構築は、契約業者にしかできない。)(日本赤十字社会計規則第36条4項)	日本赤十字社長崎原爆諫早病院に設置する
2	ベッドサイドモニター一式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年9月13日	山下医科器械(株) 長崎支社 長崎市浜口町12番19号	1,223,200 円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施行細則第35条)	
3	救急カート 21台	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年9月25日	山下医科器械(株) 長崎支社 長崎市浜口町12番19号	6,791,400 円	契約業者は、これまでに同様の機器(特注品)を受注した実績から本件に精通していること、また、業務スケジュールの関係上、公告の期間等を短縮してもなお一般競争に付するいとまがなく緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
4	炭酸ガス中央配管工事	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年10月2日	山下医科器械(株) 長崎支社 長崎市浜口町12番19号	15,400,000 円	契約業者は、当該医療ガス設備の施行業者であり、本契約を履行できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条4項)	
5	手術室2コンセント増設工事	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年10月27日	大成建設(株)長崎地区CSセンター 長崎市平和町4-8	1,789,700 円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるときに該当するため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)	
6	特定健診第4期改定対応	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年10月24日	サン情報サービス(株)九州支社 福岡市博多区博多駅前1-9-	1,595,000 円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施行細則第35条)	
7	超音波内視鏡システム	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和5年12月28日	山下医科器械(株) 長崎支社 長崎市浜口町12番19号	10,120,000 円	入札を行ったが落札業者がなかったため、最低価格業者と交渉を行い、予定価格内にて随意契約とした。(日本赤十字社会計規則施行細則第36条)	